

令和 4 年 第 3 回

色麻町農業委員会総会議事録

令和4年3月25日（金）

色麻町農業委員会議事録

令和4年3月25日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

議席	担当	氏名
1	農政	高橋 たえ子
2	農地	堀籠 慶浩
3	農地	鎌田 一宣
4	農政	早坂 勝一
5	農政	渡邊 義彦
6	農政	齋條 仁美
7	農地	菅原 敏臣
8	農地	阿部 きよ子
9	農地	大泉 貞行
10	農政	早坂 成弘
11	農政	畑中 長悦
12		堀籠 勝恵

・出席委員 12名 ・欠席委員 0名

・会議録書記 遠藤 由美 ・ 事務局長 高橋 康起

議決事項 議案第7号 農地法第3条の規定による許可決定について
議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
議案第9号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について
議案第10号 令和4年度農作業標準賃金額（案）及び賃借料情報の提供（案）
の公表について
議案第11号 農地の権利取得時における下限面積（別段の面積）の設定について

議長 皆様、大変ご苦勞様です。
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。
本日の出席委員は12名でございます。
定足数に達しておりますので、第3回色麻町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、10番早坂成弘委員、11番畑中長悦委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。
・・・省略・・・

議長 それでは議事に入ります。
議案第7号、農地法第3条の規定による許可決定についてを議題と致します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第7号、農地法第3条の規定による許可決定について。
上記について下記のとおり農業委員会長あての許可申請書を受け付けたので審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号8番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号8番 譲渡人 ○○さん、譲受人 ○○さん、申請地 大字新焼切○一〇、地目 田、地積3,062㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
譲受人の ○○さんは、農業委員会の定める別段の面積基準を超えており、許可要件を満たしております。
また、○○さんは、当該農地に隣接した農地を所有しており、取得後は地域への集約のため、他の所有農地と同様に公社へ貸付することを予定しております。

議長 内容の説明が終わりました。

議 長 現地調査の報告を2番 堀 籠 慶 浩 委員よりお願いします。

堀籠慶浩
委員 それでは、番号8番について、現地確認の報告をいたします。
去る、3月10日、担当委員 畑 中 職務代理、高 橋 たえ子 委員、それに私
と、高橋局長の4名で確認を行いました。
申請地の内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。
確認事項は、申請地の利用状況、管理状況などを確認して参り、適正に管理さ
れておりました。
私たちは何ら問題ないと見て参りましたので、委員各位のご審議をよろしくお
願い申し上げ報告といたします。

議 長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。

議 長 【異議なしの声あり】
異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお
願いします。

議 長 【全員挙手】
全員賛成ですので、番号8番については、可と決しました。

議 長 番号9番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号9番 譲渡人 ○○ さん、譲受人 ○○ さん、申請地 志津字鷹巣屋敷岸○
-○、地目 田、地積274㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
○○さんは、○○さん宅の作業場の真裏に位置するこの農地を作業効率の面か
ら手放したいと考えておりました。
また、○○さんは、取得後の農地を効率的に利用すること、労働力や機械の所
有状況の面からみても問題なく、農業委員会の定める別段の面積基準も超えてお
り、許可要件を満たしております。

議 長 内容の説明が終わりました。

議 長 現地調査の報告を2番 堀 籠 慶 浩 委員よりお願いします。

堀籠慶浩
委員 それでは、番号9番について、現地確認の報告をいたします。
去る、3月10日、担当委員 畑 中 職務代理、高 橋 たえ子 委員、それに私
と、遠藤次長の4名で確認を行いました。
申請地の内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。

確認事項は、申請地の利用状況、管理状況などを確認して参り、適正に管理されておりました。

私たちは何ら問題ないと見て参りましたので、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号9番については、可と決しました。

以上で、議案第7号、農地法第3条の規定による許可決定については、原案のとおり可と決しました。

議長 議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について。

上記について、下記のとおり宮城県知事あての許可申請を受け付けたので、意見を付して進達するため審議されたい。

記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号2番、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号2番 譲渡人 ○○ さん、譲受人 ○○ さん、申請地 大字下新町北○-○、地目 畑、地積 369㎡、申請内容につきましては、住宅建築のための宅地転用でございます。

転用目的については、現在、町内の賃貸住宅に居住しておりますが、家族の面倒、農作業の手伝い等を考慮し、家族の近くで安心して住める環境を求め、父が所有する農地を使用貸借し宅地転用するものであります。審議資料として位置図、公図、配置図を配布しておりますのでご参照願います。

議長 内容の説明が終わりました。

議長 現地調査の報告を2番 堀 籠 慶 浩 委員よりお願いします。

堀籠慶浩
委員

それでは、番号2番について、現地確認の報告をいたします。
農地法第5条の規定による、現地調査票に基づき報告いたします。
現地調査の日程及び担当委員については、議案第7号、8番の報告と同様であり、申請地の内容及び転用目的については、先ほど事務局が申し上げたとおりでございます。
確認事項といたしましては、農用地区域外であります。
無断転用なし。
土地改良区との関係なし。
用排水・被害防除についても問題ありませんでした。
私たちは何ら問題ないと見て参りましたので、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ報告といたします。

議 長

ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、番号2番については、可と決しました。
以上で、第8号議案、農地法第5条の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり可と決しました。

議 長

議案第9号、農用地利用集積計画（案）の意見決定についてを議題といたします。

議 長

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

議案第9号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について。
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議 長

番号41番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号41番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 王城寺字八原○ー○ 外5筆、地目 田、地積 33, 727㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

堀籠慶浩委員 設定期間が1年の理由と現在耕作されている人との問題はなかったのかお尋ねします。

事務局長 まず期間についてですが、1年9か月となっております。こちらは所有者が隣接している農地もお持ちで、そちらの賃貸借が令和5年12月31日で切れるものですから終期を併せるものです。現耕作者との問題があるかとのことですが、契約が切れることになることから所有者が今回の新たな耕作者と契約を結ぶということでもあります。

堀籠慶浩委員 結構な面積なので、今までの耕作者が再契約を望まなかったのか伺います。

議長 集積計画は年限が来たら解除になります。所有者の方の希望です。

議長 他にありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【挙手多数】

議長 挙手多数ですので、番号41番は可と決しました。

議長 番号42番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号42番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 吉田字細江○-○ 外11筆、地目 田及び畑、地積 11, 576㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、経営規模拡大を計画している ○○さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

願います。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号42番は可と決しました。

議 長 番号43番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号43番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 王城寺字境野沢一番〇一〇 外13筆、地目 田及び畑、地積 26, 010㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号43番は可と決しました。

議 長 番号44番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号44番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 王城寺字八原〇一〇 外3筆、地目 田、地積 8, 318㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議 長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、番号44番は可と決しました。

議 長 番号45番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

- 事務局長 番号45番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 黒沢字新寺○一○ 外7筆、地目 田、地積 14, 782㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
- 設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。
- 議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。
- 【異議なしの声あり】
- 議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- 【全員挙手】
- 議長 全員賛成ですので、番号45番は可と決しました。
- 議長 番号46番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 番号46番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 黒沢字新神明○一○ 外7筆、地目 田、地積 18, 585㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
- 設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。
- 議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。
- 【異議なしの声あり】
- 議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- 【全員挙手】
- 議長 全員賛成ですので、番号46番は可と決しました。
- 議長 番号47番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局長 番号47番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 黒沢字神明○一○ 外5筆、地目 田、地積 15, 191㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
- 設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。
- 議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号47番は可と決しました。

議長 番号48番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号48番、権利の種類 賃貸借、設定をする者〇〇さん、設定を受ける者〇〇さん、設定をする土地の所在 四竈字新指浪〇一〇 外2筆、地目 田、地積 5, 494㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた地域の担い手である 〇〇さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号48番は可と決しました。

議長 番号49番は、〇〇委員の同居の親族が関係する議事でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、議事の審議終了まで退席していただきます。

議長 番号49番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号49番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、設定を受ける者 〇〇さん、設定をする土地の所在 高城字上ノ原〇一〇 外10筆、地目 田、地積 5, 010㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である 〇〇さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号49番は可と決しました。

【退席者着席後】

議長 番号50番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号50番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字本郷〇一〇 外3筆、地目 田、地積 2,077㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号50番は可と決しました。

議長 番号51番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号51番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字本郷〇一〇、地目 田、地積 2,138㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号51番は可と決しました。

議長 番号52番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号52番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者

〇〇さん、設定をする土地の所在 四竈字東原〇ー〇 外4筆、地目 田、地積 19, 399 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である 〇〇さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号52番は可と決しました。

議長 番号53番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号53番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇さん、設定を受ける者 〇〇さん、設定をする土地の所在 黒沢字新寺〇ー〇 外8筆、地目 田、地積 22, 792 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である 〇〇さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号53番は可と決しました。

議長 以上で、議案第9号、農用地利用集積計画（案）の意見決定については、原案のとおり可と決しました。

議長 議案第10号、令和4年度農作業標準賃金額（案）及び賃借料情報の提供（案）の公表についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第10号 令和4年度農作業標準賃金額（案）及び賃借料情報の提供（案）の公表について。

上記について下記のとおり定めたいので審議されたい。

本件につきましては、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第3項第2号に定める農業委員会が行う調査及び情報の提供に基づき行うものであります。

それでは、次ページの別紙をご覧ください。

この件につきましては、1月に農政担任委員会で審議いただき、その結果に基づき、2月の全員協議会で協議していただいたとおりでございます。

なお、協議の結果、作業区分ごとの標準額に変更はございませんでした。

次に、賃借料情報の提供（案）でございますが、この件につきましても2月の全員協議会にお諮りしたとおりで、令和3年で賃貸借が行われた契約額を集計し、平均額を算出した結果であります。

なお、各農地区分における参考賃借料は、前年と同額となったしだいでございます。

以上のとおりご審議くださいますようお願いいたします。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

大泉委員 確認させてください。賃金表なので消費税の表記はいらないということですね。

事務局長 消費税込みということですか。

議長 他にありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、第10号議案、令和4年度農作業標準賃金額（案）及び賃借料情報の提供（案）の公表については、原案のとおり決しました。

議長 議案第11号、農地の権利取得時における下限面積（別段の面積）の設定についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

議案第11号、農地の権利取得時における下限面積（別段の面積）の設定について。

上記について下記のとおり定めたいので審議されたい。

農地法第3条第2項第5号の規定に基づき、次のとおりとする。

下限面積（別段の面積）は、農地法の規定に基づき、色麻町全域において50アールとする。

ただし、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、移住定住者の就農を促進するため、空き家に付属した農地等で、農業委員会が農地を指定して公告した場合の下限面積（別段の面積）は、0.5アールとする。

議長

内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

全員賛成ですので、第11号議案、農地の取得時における下限面積（別段の面積）については、原案のとおり決しました。

本日附議されました案件につきましては、以上であります。

第3回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前10時00分

閉会時刻：午前10時54分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和4年3月25日

議長（会長） 堀籠勝恵 ㊟

署名委員 早坂成弘 ㊟

署名委員 畑中長悦 ㊟

